

## 住民説明会における意見とそれに対する県・町の回答

## 1 住民説明会開催状況

R 4 年度	8 / 4	役員説明会	7 名	(平福地区景観形成地区内の自治会長)
	11 / 24	地区住民説明会	15 名	(平福地区景観形成地区内の住民)
	12 / 22	地区住民説明会	12 名	(重点区域案含む 2 自治会内の住民)
R 5 年度	5 / 17	役員説明会	4 名	(上記 2 自治会長、地区センター長)
	6 / 9	地区住民説明会	8 名	(上記 2 自治会内の住民)

## 2 住民説明会でのご意見について

No	住民からのご意見	県・町の回答
<b>【重点区域】</b>		
1	重点区域の範囲を拡大する可能性はあるか。	重点区域の範囲は、地区の顔となる景観を有するものとして検討している。平福地区の代表的な景観として、天神橋を視点場とし、石垣の上に建ち並ぶ川座敷と土蔵群が取り上げられることが多く、県の「ひょうごの景観ビューポイント150選」にも選定されており、重点区域についてもこの範囲で考えている。また、重点区域内では守るべき基準が強化されるため、範囲を拡大する場合は区域内の住民等に過度な負担を生じないように慎重に検討する必要があると考える。
2	川端景観だけでなく、街道の景観も重要であると考えているがいかがか。	平福地区の川端景観と街道景観は、いずれも優れた景観であると考えている。そのため、景観形成地区において川端景観通りと町家景観通りとして位置づけ、景観形成に取り組んでいる。
3	重点区域の範囲は住民説明会が終了すれば確定するのか。	県の景観審議会において専門家等による審議や、重点区域及び重点基準に関する案の縦覧を予定している。縦覧期間中は意見書の提出が可能である。
<b>【景観形成重点基準】</b>		
4	指定を想定されている区域は建物と石垣が連続性を持って建っているところが特徴である。この景観を残せるよう基準をつくってほしい。	川端景観を損なわないよう、基準を検討する際に配慮する。
5	景観について、現在の状況を保存するのか、過去の状態に戻すことに重点を置くのか。	歴史的な景観を損なわないよう維持していくことが重要と考えているが、必ずしも過去の状態に戻すことに重点を置いているわけではない。

【支援メニュー】		
6	重点区域外は助成対象外になるのか。	重点区域外でも景観形成地区内であれば、従来どおり景観形成支援事業の助成を活用することが可能である。
7	届出を出すタイミングになると、すでに工事内容が決まっておき、景観に合わせようとしても難しい。事前に相談できる制度はないか。	景観形成支援事業には、景観形成の専門的知識を有する建築技術者である景観アドバイザーを無料で派遣する制度があり、事前に相談することが可能である。
8	支援があるのはいいが、何年かすると補修が必要になってくる。継続した支援がほしい。	景観形成支援事業による修景助成を受けて10年が経過すれば、再度助成を受けることが可能である。また、外壁改修の翌年度に屋根改修を行うなど改修箇所が異なれば10年が経過しなくても助成を受けることが可能である。
【その他】		
9	重点区域に指定することで、これまでの景観形成地区指定はどうなるのか。	重点区域が指定されても景観形成地区は解除されることはなく、指定されたままである。
10	重点区域として想定されている範囲には、景観形成重要建造物が3件あるが、どのように選定しているのか。地区内には他にもいい建造物があるが指定は可能か。	景観形成重要建造物の指定は、市町やヘリテージマネージャー等からの推薦を踏まえつつ、歴史性やシンボル性などの観点から県が審査し、指定している。地区内の建造物で指定候補があれば、情報提供いただきたい。
11	地区内の電柱や電線が気になる。道路についても美装化など検討できないか。景観展望地点から見える景観で、佐用川をまたぐ電線がある。重点区域にもなるしどうにかしてほしい。	景観形成地区内の町家景観通りなどは町道であり、町としては道路部局へ働きかけを行い、道路のカラー舗装等による景観への配慮を検討していきたい。
12	平福地区に限らないが、空き家が増えている。所有者がいない場合など町、県から指導はできないか。	空き家対策は、佐用町が空家等対策特別措置法に基づき空家等対策計画を定め、所有者等への指導を行うこととなる。県では、空き家活用や老朽危険空き家の除却に対して支援している。また、昨年度から、空き家活用特区制度を創設し、空き家の活用促進等に向けた取り組みを強化している。